

高福第2417号
令和6年7月4日

各住宅型有料老人ホーム管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

有料老人ホーム運営状況報告書の提出について(通知)

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県内有料老人ホームの運営状況等を把握するため、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」(平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)及び神奈川県有料老人ホーム設置運営事務取扱要綱第11条の規定に基づき、毎年7月1日現在開設済みの施設に運営状況報告書の提出が必要となります。

については、御多忙のところ恐縮ですが、次の書類について、令和6年7月31日(水)【厳守】までにe-kanagawa電子申請システムを用いて御提出ください。

なお、本課からのお知らせを送付する際の連絡先として、御提出いただいた重要事項説明書に記載されている事業所メールアドレスを活用させていただきますので御承知おきください。

また、重要事項説明書記載の情報につきましては、国の生活情報関連システム及び災害時情報共有システムへの登録を行いますので、登録を拒否される場合はその旨、令和6年7月31日までに下記問合せ先まで御連絡ください。(なお、生活情報関連システム及び災害時情報共有システムについては、国の重要事項説明書様式を利用するため、様式が異なる場合やご提出がない場合は登録ができませんので御承知おきください。)

1 提出書類

- (1) 有料老人ホーム運営状況報告書(第9号様式)
- (2) 令和6年7月1日現在の重要事項説明書
- (3) 法人経営状況報告書
- (4) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
有料老人ホーム以外の事業を営んでいる場合は、以下の書類を併せて提出してください。
 - ア 他業に係る財務諸表
 - イ 親会社がある場合は、当該親会社に係る財務諸表
- (5) 長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書
計画に変更がない場合、提出は不要ですが、少なくとも3年ごとに事業収支計画の見直しを行ってください。

2 提出書類(様式)

県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6968/2020042103.html>

ホーム（「選んで探す」タブ）

＞ 健康・福祉・子育て

＞ 介護・高齢者

＞ 高齢者向け施設・住まい

＞ 有料老人ホームのご案内（入居を希望している方へ）

＞ 有料老人ホームの運営について

「運営状況報告書等の提出について」

3 留意点

(1) 書類への押印は不要です

(2) 重要事項説明書は、令和3年11月に改正された様式（エクセル形式）で提出してください。

(3) 提出された重要事項説明書は県ホームページに掲載します。令和6年7月1日現在の運営状況を正しく反映させてください。

(4) 重要事項説明書は、別添1及び別添2についても併せて提出してください。

(5) ファイル名には「所在市町村名_事業所名」を記載してください。

(例) 運営状況報告（平塚市_かながわホーム）

重要事項説明書（平塚市_かながわホーム）

4 提出先について

e-kanagawa電子申請システムから提出してください。様式等を掲載している県ホームページにもリンクを掲載しています。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=77168

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ

電話 (045) 210-1111 (代表) 内線 4857～4859